明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十三億三千五百二十七万九千六百十六円、資本準備金の額を十二億二千五百九十三万七千四百三十三円減少し、それぞれ三千万円、二十一億二千九百三十四万二千百七十一円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月十一日であり、株主総会の決議は、平成三十年三月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成三十年四月五日

名古屋市中区錦一丁目一八番一一号

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

代表取締役　日髙　有一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年五月八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月五日

東京都目黒区中目黒三丁目三番二号

三ツ輪産業株式会社

代表取締役　尾日向竹信

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式及びA種優先株式一株をそれぞれ千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月五日

大阪市北区天神橋三丁目六番五号

ネクストイノベーション株式会社

代表取締役　石井　健一

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月五日

東京都墨田区両国二丁目二〇番一二号

株式会社シャンブレー

代表取締役　中山　圭太

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月五日

名古屋市守山区新守町二〇〇番地四

株式会社愛知マドコン

代表取締役　細井　孝佳

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月五日

大阪府寝屋川市豊里町三五番六号

新光金属工業株式会社

代表取締役　穂積　常男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である坂本睦子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月五日

東京都中央区銀座七丁目一五番七号

ティーエフ株式会社

日本における代表者　坂本　睦子

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市和歌浦中三丁目一〇三〇番地、最後の住所和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目一番八号　被相続人　亡　木下　治郎

右被相続人は平成二十九年十一月十五日死亡し、その相続人は平成三十年三月二十六日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月五日

和歌山県和歌山市塩屋六丁目三番一号

限定承認者　木下　匡史

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　平成二十六年七月九日発行の第一回新株予約権の新株予約権者　吉岡裕仁　十個、株式会社泰正　四個、株式会社コーポレイトディレクション　十個、武田光弘　一個、BUI VAN HOA　二個、ANISH MATHEW　二個、中島文樹　一個、増田薫　七個、張翅　六個、山村隆志　六個、國枝信吾　十個

二、取得する取得条項付新株予約権　平成二十六年十二月十一日発行の第四回新株予約権の新株予約権者　星野敏春　八個、株式会社コーポレイトディレクション　二個、藤田聡敏　十一個、榎本一郎　十一個、増田薫　十個、元場隆明　五個、今野善道　五個、小沢邦雄　五個、原裕二　五個、佐々木隆文　三個

三、取得する取得条項付新株予約権　平成二十七年三月三十日発行の第六回新株予約権の新株予約権者　Chen Ming　二個、添田貴嗣　一個、星野敏春　二個、アンカーアドバイザーズ株式会社　五個、Bai Xiangyu　一個、株式会社Pool　二個、David Deng　二個、ZHANG LONG　三個、株式会社泰正　三個、三神拓也　三個、多田東隆　一個、Krisma Global Venture　四個

四、取得の日　平成三十年四月二十日

平成三十年四月五日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

プラスワン・マーケティング株式会社

代表取締役　大仲　泰弘

訂正公告

平成三十年三月二十二日（号外第六十一号）掲載の第六期決算公告（枠組）中、うち当期純損失「(468,450)」とあるは「(46,850)」の誤りにつき訂正します。

平成三十年四月五日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目二四番九号

株式会社レイ・カズン

代表取締役　足達　成幸

訂正公告

平成二十九年四月十一日（号外第七十八号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑥平成19年4月19日」とあるは「⑥平成14年4月19日」の誤りにつき訂正します。

平成三十年四月五日

京都市左京区下鴨泉川町二番地一九プランツ下鴨二〇一号

オズ　ツアーズ（OZ　TOURS）

尾﨑　幸史

正誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十九年九月二十八日（号外第二百十号）公布総務省令第六十八号（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一三		表中改正後欄中一〇	の卸電気通信役務（通信モジュール	の卸電気通信役務（通信モジュール
〃		表中改正前欄中一一	（通信モジュール	（通信モジュール

平成二十九年十二月二十二日公布文部科学省・厚生労働省令第五号（社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一四	一九	を加え		に改め

平成三十年一月二十六日（号外第十六号）文部科学省告示第四号（学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

九	下	一一～一〇	大学設置基準（昭和三十年文部省令第二十八号）	大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（終りから）

平成三十年一月二十六日（号外第十六号）文部科学省告示第五号（大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示）

（原稿誤り）

一八二	上	二	大学設置基準（昭和三十年文部省令第二十八号）	大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

平成三十年三月二十日（号外第五十七号）厚生労働省告示第七十一号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件）

（印刷誤り）

二四六	下	二	心臓病センター	心臓病センター榊原病院

◉号外　四月五日付第七七号六四ページ
―ジ●同日付政府調達第六三号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）